

# いじめ防止基本方針

岩手県立一関第一高等学校全日制

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、生徒がかかわるインターネットやライン等を介した弱者へのからかいや暴力的な表現がいじめをより複雑にしている傾向はあるが、いじめから一人でも多くの生徒を救うために、生徒に寄り添う教員一人一人が「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどこでも誰にでもおこりうる」という認識をもち、決して一人の教員が抱え込むことがなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

全教職員がいじめに対して敏感になり、校長を中心とした組織的な対応でいじめを未然に防止し、早期発見と早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条（平成25年法律第71号）】

### 3 いじめの基本的な認識

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) いじめは、いかなる理由があっても許されるものではない。
- (3) 嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら加害者にも被害者にもなりうるので、いじめた側といじめられた側の両者のみならず、それを取り巻く集団等に適切な指導が必要となる。
- (4) いじめは学級、部活動等の所属集団の閉塞性や周辺で暗黙の了解をしている傍観者の存在にも注意しながら、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作ることが重要である。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会のすべての関係者がそれぞれの役割を果たすことで、根絶するべく取り組む問題である。

## **Ⅱ いじめの防止のための取り組み**

### **1 学校による指導**

- (1) 生徒一人一人が自己肯定感や自尊心を育てられるような活躍の場、認められる場を提供する。
- (2) 学校・学年・学級がすべての生徒の居場所として、安心・安全に生活できるように保障する。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、お互いが認めあえるような心の通う人間関係を構築できるように道徳教育や体験活動等を充実させる。
- (4) わかりやすい授業を展開し、基礎基本的な事項を定着させることで学習に対する達成感や成就感をもたせる。
- (5) 保護者や地域住民団体と連携を図りながら、生徒会とともにいじめを防止する活動の重要性の理解を深め、活動を積極的に進める。
- (6) 学級活動や生徒会活動の場で、自己や他者の命はかけがえのないものであること、思いやりの心をもつこと、多様な考えや行動を尊重しながらも合意形成していく能力の育成を、計画的にタイミングを見計らいながら指導する。

### **2 学校におけるいじめ防止のための組織【いじめ防止対策推進法第22条】**

- (1) いじめ防止を進めるために、「いじめ対策委員会」を設置する。  
その構成員は、校長、副校長、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、保健厚生主任、教育相談主任（特別支援コーディネーター）、学年主任、養護教諭、校長が指名した者とする。
- (2) 取り組み内容
  - ア 道徳教育の全体計画の立案をする。
  - イ いじめにかかわる研修会の計画を立案し、実施する。
  - ウ アンケートを実施し、その結果を報告する。
  - エ 各学年、各学級での状況を報告する。
  - オ いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動を支援する。
  - カ 年4回の定例会をもち、いじめ案件が発生した場合には緊急に開催する。
  - キ いじめ案件の発生時には学校意志決定機関として事態収束まで対応する。

### **3 生徒の主体的な取り組み**

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」等のいじめを防止するスローガンを作成し、活動する。
- (2) 一人一人を大事にし、一人一人が活躍の場がある生徒会行事を企画する。
- (3) いじめ問題をテーマにした討議の場を設け、生徒大会で議題として協議する。

- (4) いじめ撲滅等の外部イベントへ積極的な参加をする。

#### 4 家庭や地域との連携

- (1) いじめ防止基本方針をHP上に載せ、学校通信・学年通信等で保護者・地域へ広く広報し、本校でのいじめに対する決意を知らせ、情報提供など協力を要請する。
- (2) PTAの様々な会議の場を通して、いじめの実態や指導方法について知らせる。
- (3) 保護者からのいじめ防止や対応に関する意見を募集し、学年通信等に掲載する。

#### 5 教職員研修について

- (1) いじめ問題にかかわる校内研修会を実施する。
- (2) スマートフォンやインターネットを使用する生徒に対する情報教育のあり方を研究する。

### **Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み**

#### 1 いじめの早期発見のために

「いじめ」は大人の目につきにくい時間や場所で遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。ささいな兆候でも「いじめ」ではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わり、「いじめ」を隠したり軽視したりすることなく、「いじめ」を積極的に認知し、「いじめ」に対処していくことが必要である。

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいように、日頃から教職員と生徒の信頼関係を構築する。
- (2) 授業や学級活動を通して、生徒の表情の変化や行動の変化に敏感に察知し、何気ない会話を通して情報を収集し、教職員で情報を共有する。
- (3) 部活動、休憩時間、清掃時間、放課後など、生徒の様子に目を配る努力をする。
- (4) いじめの兆候があると判断した際には、速やかに情報の共有を図り、スピード感をもって予防的な介入をする。
- (5) PTAの様々な会議の場で、情報を収集する。

#### 2 アンケートの実施について

- (1) 生徒対象のいじめアンケート調査  
年4回 期末考査最終日（6月、9月、11月、2月）
- (2) 保護者対象いじめアンケート調査  
年2回 三者面談時（7月、12月）

### 3 いじめ相談窓口について

いじめの兆候を把握したときは、素早く情報を共有し、適切に対応する。

いじめを受けている生徒にとって、いじめを教職員や保護者に相談することは、かなり勇気が必要であり、打ち明けることでさらにいじめがエスカレートするかもしれないという心配を持っている。その対応は、細心の注意をはらうことが重要である。

- (1) 日常の相談===学級担任、養護教諭をはじめとしたすべての教職員が対応。
- (2) スクールカウンセラーへの相談===教育相談主任、養護教諭
- (3) 地域からの相談===副校長
- (4) 岩手県教育委員会「いじめ相談電話」

019(623)7830【24時間対応】

- (5) 岩手県教育委員会「メール相談」 fureai@pref.iwate.jp

## IV いじめの問題への早期対応

### 1 いじめの発見や通報を受けたとき

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、問題の把握に努め、今後の対応策を講じ、調査のための役割分担等を確認し問題の解決にあたる。
- (2) いじめられている生徒や保護者の立場に立って、関係者からの情報収集をしっかりと綿密に行い、事実確認をきちんとする。
- (3) いじめが、学校内で処理すべき問題か、外部機関（警察も含む）に連絡すべき問題なのか、適切に判断する。
- (4) いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考え、その保護者に対する支援と、いじめを行った生徒の指導とその保護者との連携を緊密にかつ継続的に行う。
- (5) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を感じている場合には、教職員全員でスクールカウンセラーなど養護教諭と連携して該当生徒の安全の確保に努める。
- (6) いじめた生徒に対しては、生徒指導課を中心として、その事案により適切に指導を加える。
- (7) いじめを容認していた生徒や集団に対しては、全教職員がそれぞれの立場で、いじめ問題を自分の問題として考えさせ、二度といじめを起こしてはならないという強い姿勢を打ち出す。
- (8) 学級、学年、部活動単位で話し合いを持たせるなどして、いじめは決して許されない行為であり、根絶しなければならない問題であることを認識させる。
- (9) 生徒一人一人が互いを尊重しながら認め合い、協調して集団で安心して生活で

きるように教職員で日常的に支援し指導していく。

## 2 ネットでのいじめ対応について

- (1) インターネット等でのいじめを発見したり、通報を受けた場合には、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、情報を共有するとともに、被害の拡散を防止するために、教育委員会と連携をとりながら、情報の削除を求めるなどの対応を迅速に行う。
- (2) 生徒の生命や身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、すぐに警察署に通報し、適切な指導を仰ぐ。

## 3 警察との連携について

- (1) 明らかにいじめではなく、犯罪行為であると認識されるものについては、県教育委員会と警察署へ連絡し、連携して対応する。

# V 重大事態への対処

## 1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条】

- (1) いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。具体的には、
  - ア 生徒が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

## 2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会へ報告し、調査にあたる。
- (2) 生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない、重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、速やかに県教育委員会へ報告する。

## 3 重大事態の調査

### ●学校が調査の主体となる場合

- (1) 事実関係を明らかにするための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で実施する。

- (2) 事実関係を明らかにする、とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒間の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、網羅的に明確にすることである。
- (3) 重大事態の性質によっては調査の際に、適切な専門家を加え、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 調査結果は、県教育委員会へ報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査で明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供する。ただし、関係者の個人情報には十分配慮する。
- (6) いじめを受けた生徒及び保護者の意向に配慮した上で、保護者説明会等により、調査対象となったすべての保護者に説明する機会を設け、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

#### ●県教育委員会が調査の主体となる場合【いじめ防止対策推進法第14条】

- (1) 県教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

## **VI 学校評価について**

いじめの早期発見のために、生徒へ年4回、保護者へ年2回のアンケートを実施するが、いじめの把握といじめに対する措置を適切に行うために、今までの学校評価の項目に下記の2点を加え、本校の取り組みについて評価する。

- ① いじめの未然防止にかかわる取り組みについて
- ② いじめの早期発見にかかわる取り組みについて